

千葉県地方土地開発公社のご案内

○ 土地開発公社とは？

「公有地の拡大の推進に関する法律」（以下「公拡法」といいます。）に基づき、公共用地・公用地等の先行取得、造成及び管理処分等を行うことを目的として設立された特別法人です。

市町村等が公拡法に基づく先買い又は緊急に土地を取得する場合等に、本公社が市町村等に代わって先行取得いたします。

○ 土地開発公社利用のメリット

その1 計画的な土地取得が可能です。

公社が先行取得した土地は、委託市町村が最長7年（平成25年度事業）の間で随時買取りすることができるので、財政状況に合せた長期的な事業計画に対応できます。

その2 補助金、起債等の制度の活用が可能です。

計画的な買取りができるので、補助金や起債等の制度が活用できます。

その3 多様な資金需要に対応できます。

資金調達が簡便、自由なので、単年度予算では対応できない場合や、急な買収等の多様な資金需要にもお応えできます。

その4 交換または代替用の土地取得等が可能です。

事業用地の買収に伴い、交換又は代替用の土地を確保できるとともに、事業予定地の周辺の土地も確保できるので、地域全体の整備が可能です。
また、土地買収に伴う補償にも対応できます。

○ **借入利率** 変動性で、みずほコーポレート銀行の長期プライムレートの利率から0・2%低い利率

○ **委託市町村** 県内市町村及び一部事務組合

お 問 合 せ

千葉県地方土地開発公社 用地課

〒260-0013 千葉市中央区中央4-17-8 千葉県自治会館

TEL 043-311-4180 / FAX 043-222-0237